

高知県緑の青年就業準備給付事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県緑の青年就業準備給付事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、本県の豊かな森林資源を活用した林業、木材産業等の振興を図るため、林業、木材産業等への就業者を確保及び育成し、並びに森林及び林業等に関する知識及び技術を習得する優れた人材を育成するため、高知県立林業大学校の設置及び管理に関する条例（平成27年高知県条例第4号）に基づき設置されている高知県立林業大学校の基礎課程又は専攻課程において研修（以下「補助事業」という。）を受ける者（以下「補助事業者」という。）が実施する当該補助事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(事業内容、補助率等)

第3条 補助対象経費等は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第4条 補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則、要綱等の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業者は、この要綱の規定により交付された補助金に係る書類及び補助金を受領した口座の通帳を、就業してから5年を経過するまで保管すること。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(情報の共有)

第5条 県は、補助金の交付に関する情報等を集約し、必要に応じて、補助事業に関わる関係機関の間で当該情報を共有する。

2 県は、補助事業者の情報を共有することにより、補助事業者が県内の林業又は木造建築関連分野において将来的に経営をも担い得る有望な人材になるまでの間、当該情報をより丁寧なフォローアップに活用するとともに、受給状況の確認及び重複又は虚偽申請の確認のために利用するものとする。

(検査等)

第6条 知事は、必要に応じて補助事業者の補助事業に係る進捗状況等に関する報告を求め、又は必要な調査を行うことができるものとする。

(グリーン購入)

第7条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第8条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月21日から施行し、同年4月19日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月23日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

事業内容及び補助金の交付額	補助期間	補助率	補助事業者	就業時の年齢	備考
林業または木造建築関連分野への就業に向け、高知県立林業大学の基礎課程又は専攻課程において研修を受ける者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。 補助金の交付額は、1 人当たり年間 165 万円以内（月当たり 15 万円を上限とする。）とし、補助の要件等の詳細は、別記 1 に定めるとおりとする。	1 年間 実質（11 箇月）	定額	高知県立林業大学の基礎課程又は専攻課程において研修を受ける者	45 歳未満	※ 1 国が交付する補助金を一部充当する。
				45 歳以上 65 歳未満	

※ 1 国が交付する補助金

緑の青年就業準備給付金事業実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 林政経 97 号農林水産事務次官依命通知）及び緑の青年就業準備給付金事業実施要領（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 林政経 98 合林野庁長官通知）に基づく補助金をいう。

別表第 2（第 4 条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記 1

(補助の要件)

第 1 条 知事は、次の要件をいずれも満たす補助事業者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 高知県立林業大学校の設置及び管理に関する条例（平成 27 年高知県条例第 4 号）第 2 条に基づく高知県立林業大学校の基礎課程または専攻課程を卒業後、高知県内の林業（※ 1）または木造建築関連分野（※ 2）への就業予定時の年齢が、原則 65 歳未満であり、林業または木造建築関連分野へ就業し、将来的にはその中核を担うことについての強い意思を有していること。

※ 1：森林組合、林業事業体のほか、森林・林業振興に寄与すると認められる事業体等

※ 2：総務省の国勢調査による分類方法における建設業（うち木造建築工事を行う事業所）及び土木建築サービス業（うち建築設計、設計監理等を行う事業所）のほか、木材需要の拡大に寄与すると認められる事業体等

- (2) 第 4 条の規定により作成する研修計画（別記第 1 号様式）が次に掲げる基準に適合していること。

ア 高知県立林業大学校の基礎課程または専攻課程で研修を受けること。

イ 研修期間がおおむね 1 年、かつ、年間おおむね 1,200 時間以上であり、研修期間を通じて就業に必要な技術や知識を研修すること。

- (3) 常用雇用の雇用契約を締結していないこと。

- (4) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による補助等を受けていないこと。

- (5) 過去に本事業で給付金の給付を受けていないこと。

(補助の停止)

第 2 条 補助事業者が、次に掲げるいずれかに該当するときは、知事は、補助金の交付を停止し、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 前条に規定する要件を満たさなくなった場合

- (2) 研修を途中で中止した場合

- (3) 研修を途中で休止した場合

- (4) 第 7 条の規定による報告を行わなかった場合

- (5) 第 8 条の規定による研修実施状況の現地確認等により、適切な研修を行っていないと知事が判断した場合（例：研修を実施していない場合、知識の習得等をする努力をしていない場合等）

(補助金の返還)

第 3 条 知事は、前条の規定に基づき、既に交付した補助金の一部又は全部の返還を補助事業者に命ずるときは、次に掲げるところにより行うものとする。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると知事が認めた場合はこの限りでない。

(1) 一部返還

- ア 前条第1号から第3号までに掲げる事項に該当したときが、既に交付した補助金の対象期間中であるときは、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含み、月単位で算出した額）の補助金の返還を命ずること。
- イ 前条第4号に該当したときは、第7条に規定する報告に係る対象期間の補助金の返還を命ずること。
- ウ 研修終了後1年以内に、原則45歳未満で、高知県外の林業（専攻課程（木造設計コース）の研修を修了した者については木造建築）関連分野への就業をした場合は、県が交付する補助金（専攻課程（木造設計コース）については、基礎課程、専攻課程（森林管理コース、林業技術コース）と同額とする）の返還を命ずること。

(2) 全額返還

- ア 補助事業者から中止届又は休止届が提出され、その理由がやむを得ないと認められない場合
- イ 前条第5号に掲げる要件に該当した場合
- ウ 研修終了後1年以内に、原則65歳未満で、林業（専攻課程（木造設計コース）の研修を修了した者については木造建築）関連分野への就業をしなかった場合
- エ 研修終了後1年以内に、原則45歳以上65歳未満で、高知県外の林業（専攻課程（木造設計コース）の研修を修了した者については木造建築）関連分野への就業をした場合
- オ 林業（専攻課程（木造設計コース）の研修を修了した者については木造建築）関連分野への就業を給付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合
- カ 第10条の規定による報告を適切に行わなかった場合
- キ 虚偽の申請等を行った場合
- ク 別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めた場合

(研修計画の承認)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、研修計画（別記第1号様式）を作成し、知事に提出しなければならない。
- 2 既に承認された研修計画を変更する場合は、変更の内容が分かる研修計画を提出しなければならない（研修期間の変更を要しない研修内容の追加、月毎の研修内容の順番の入替え等の軽微な変更の場合を除く。）。

(補助金の交付の申請手続)

- 第5条 前条第1項に規定する研修計画（同条第2項に規定する変更研修計画）の承認を受けた研修生は、交付申請書（別記第2号様式）を作成し、知事に補助金の交付を申請するものとする。
- 2 補助金の申請は、交付対象期間より前に半年分までをまとめて行うことを基本とする。ただし、やむを得ない事由により、交付対象期間より前に補助金の交付申請をすることができない場合は、原則として、交付対象期間の最初の日から半年以内に行うものとし、

その期間内に補助金の交付申請をしなかった場合は、その期間に係る補助金は交付しないものとする。

(補助金の交付)

第6条 知事は、前条第1項の申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う調査等によりその適否を審査し、適当であると認めた場合は、補助金の交付を決定し、補助事業者へ通知の上、補助金を交付する。

(研修状況報告)

第7条 補助金の交付を受けた補助事業者は、研修状況報告書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。この場合において、報告書の提出は、半年ごとに行い、報告対象期間の経過後、一月以内に行うものとする。

(研修実施状況の確認)

第8条 知事は、前条の研修状況報告書を受理したときは、研修機関等と協力し、研修計画に即して必要な知識の取得等ができているかどうかの研修の実施状況を以下の方法により確認し、必要な場合には研修機関等と連携して適切な指導を行う。

(1) 補助事業者への面談

- ア 知識の習得状況
- イ 林業または木造建築関連分野への就業に向けた準備状況

(2) 書類確認

- ア 出席状況
- イ 研修日誌

(補助金の中止及び休止)

第9条 補助事業者は、補助金の受給を中止する場合は、中止届（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。この場合において、補助事業者は、第3条に定めるところにより補助金の一部又は全部を返還しなければならない。

2 補助事業者は、病気等やむを得ない理由により研修を休止する場合は、休止届（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。この場合において、補助事業者は、第3条に定めるところにより補助金の一部又は全部を返還しなければならない。

3 休止届を提出した補助事業者が研修を再開する場合は、研修再開届（別記第6号様式）を提出しなければならない。

(研修終了後の報告等)

第10条 補助事業者は、研修終了後5年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6箇月間の就業状況報告書（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、研修期間内及び就業状況報告の対象期間内に居住地を転居した場合は、転居後一月以内に住所変更届（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。

- 3 補助事業者は、研修終了後、林業（専攻課程（木造設計コース）の研修を修了した者については木造建築）関連分野へ就業した場合は、就業後一月以内に就業報告届（別記第9号様式）を知事に提出しなければならない。

（返還免除）

第11条 補助事業者は、第3条ただし書きに規定する病気、災害等のやむを得ない事情により返還の免除を受けようとする場合は、返還免除申請書（別記第10号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、提出された返還免除申請書の申請内容が妥当であると認められる場合は、補助金の返還を免除することができる。

（就業状況の確認）

第12条 知事は、第10条第1項の規定による報告を受けた場合は、当該補助事業者の就業状況について出勤簿、作業日誌等により確認するとともに、必要に応じて、関係者による作業現場の確認、面接等を行い、適切な指導を行うこととし、高知県外の林業または木造建築関連分野へ就業した者については、就業先の都道府県と協力の上、就業状況を確認するものとする。

第1号様式（別記1第4条関係）

研 修 計 画

令和 年 月 日

高知県知事 様

[申請者] 住 所：
氏名（自署）：
電 話 番 号：
（生年月日： 年 月 日： 歳）

高知県緑の青年就業準備給付事業費補助金交付要綱別記 1 第 4 条第 1 項の規定に基づき、
下記のとおり研修計画の承認を申請します。

記

1 林業または木造建築関連分野に就業したいと思った理由

--

2 就業に係る計画

就業希望地		就業予定時期	年	月
希望する就業内容等	(希望する業種・業務内容等を記載)			

3 就業後の将来ビジョン

--

4 研修に係る計画

①研修内容等

名称		所在地	
学科名		研修期間	
(研修内容の概要)			

注：研修先が複数ある場合は、記入欄を追加して記入してください。

②給付対象期間

令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
----	---	---	---	---	----	---	---	---

5 その他

常用雇用の雇用契約の締結の有無	☐ 有	☐ 無
生活費の確保を目的とした国による 他事業の給付の有無	☐ 有	☐ 無

注：有の場合は、給付金を受給することはできません。

添付書類

- ☐別添 1：研修実施計画（高知県立林業大学校で実施される研修のカリキュラム、シラバス及び入学が認められていることを証明する書類の添付をもって、これに代えることができます。）
- ☐別添 2：誓約書
- ☐別添 3：履歴書
- ☐別添 4：高知県内の県税事務所が発行する納税証明書

別添 1

研 修 実 施 計 画

1 研修内容

年 月	研修時間	内 容
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
年 月		
月		
月		
研修時間合計		

2 習得する技術・知識等

上記の研修内容で研修を実施します。

令和 年 月 日

(研修先名称)

(住 所)

(電 話 番 号)

別添 2

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所：
[申請者] 氏名（自署）：
電 話 番 号：
（生年月日： 年 月 日： 歳）

誓約書

私は、高知県緑の青年就業準備給付事業費補助金交付要綱の規定を遵守し、林業または木造建築関連分野に就業するため、研修に励むことを誓約します。

なお、交付要綱の規定に基づき、当該給付金の給付を停止されたり、受領した給付金の一部又は全部を返還となることについて異議はありません。また、その際に、規定に基づき返還すべき給付金が発生した場合は、必ず返還することを誓約します。

別添3

履 歴 書

1 氏名等

ふりがな			
申請者氏名			
昭和 / 平成	年	月	日 (満 歳)
		※ 男 ・ 女	
ふりがな			
現住所	〒 —		
電話番号	() —		
ふりがな			連絡人氏名
緊急時連絡先	〒 —		申請者との続柄
電話番号	() —		

注：緊急時連絡先は、申請者本人の親族など確実に連絡がとれる方をご記入ください。

2 家族構成

氏名	続柄	生年月日	職業	住所

3 学歴等

年	月	学歴及び職歴
年	月	免許、資格等

第2号様式（別記1第5条関係）

高知県緑の青年就業準備給付事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日

高知県知事 様

氏 名

高知県緑の青年就業準備給付事業費補助金交付要綱別記1第5条第1項の規定に基づき、
下記のとおり高知県緑の青年就業準備給付事業費補助金の交付を申請します。

記

給付対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (箇月)
うち今回申請	年 月 日 ~ 年 月 日 (箇月)
給付金額	万円
常用雇用の雇用契約の締結の有無	☐ 有 ☐ 無
生活費の確保を目的とした国による他事業の給付の有無	☐ 有 ☐ 無

(注：有の場合は、原則として給付金を受給することはできません。)

給付金の振込先

金融機関名	銀行・金庫 農協・組合	本店・支店・出張所 (※ゆうちょ銀行の場合は【店名】をご記入ください。)
預金種別	☐ 普通 ☐ 当座	
口座番号		
口座名義	カナ	
	漢字	

注：2回目以降の申請については、前回からの変更点がない場合は、記入を省略することができます。

第3号様式（別記1第7条関係）

研修状況報告書

令和 年 月 日

高知県知事 様

氏 名

高知県緑の青年就業準備給付事業費補助金交付要綱別記1第7条の規定に基づき、下記のとおり研修状況を報告します。

記

1 研修実施状況

年 月	研修時間	研修計画内容	研修状況
年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
研修時間合計			

注：出席簿の写しを添えることにより、記入を省略することができます。

2 研修習得状況

習得事項（学習内容）	習得度	今後の課題

注：研修先が教育機関等の場合、成績表の写しを添えることにより記入を省略することができます。

3 就業に向けた今後の課題（身に付ける知識等）

4 就業に向けた準備状況

--

注：就業に向けた具体的な活動等を記入してください。

添付書類

- (1) 出席簿の写し
- (2) 研修日誌

別添

研修日誌

[illegible]

上記のとおり研修を行っていることを証明します。

(研修実施機関等名)

(研修責任者名)

第4号様式（別記1第9条関係）

中 止 届

令和 年 月 日

高知県知事 様

氏 名

高知県緑の青年就業準備給付事業費補助金の受給を中止したいので、高知県緑の青年就業準備給付事業費補助金交付要綱別記1第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり中止届を提出します。

記

- 1 中止年月日
 令和 年 月 日
- 2 中止理由

第5号様式（別記1第9条関係）

休 止 届

令和 年 月 日

高知県知事 様

氏 名

高知県緑の青年就業準備給付事業費補助金の受給を休止したいので、高知県緑の青年就業準備給付事業費補助金交付要綱別記1第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり休止届を提出します。

記

- 1 休止予定年月日
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 2 休止理由
- 3 再開見込み

第 6 号様式（別記 1 第 9 条関係）

研 修 再 開 届

令和 年 月 日

高知県知事 様

氏 名

令和 年 月 日付けで休止届を提出していた高知県緑の青年就業準備給付事業費補助金の受給を再開したいので、高知県緑の青年就業準備給付事業費補助金交付要綱別記 1 第 9 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり研修再開届を提出します。

記

1 休止期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

2 研修再開年月日

令和 年 月 日

3 交付対象残期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

第7号様式（別記1第10条関係）

就業状況報告書（ 年目 1～6月・7～12月）

令和 年 月 日

高知県知事 様

氏 名

高知県緑の青年就業準備給付事業費補助金交付要綱別記1第10条第1項の規定に基づき、
下記のとおり就業状況報告書を提出します。

記

1 就業（予定）時期

	既に就業している	年 月 日
	まだ就業していない※	年 月就業予定

注1：どちらかにチェックを付けてください。
注2：まだ就業していない場合は、以下の欄は記入は不要です。

2 雇用先の事業体等の名称等

事業体名	
住 所	
電話番号	

3 担当している業務

4 今後の課題及び目標

5 従事日数

	日
--	---

6 備考

第8号様式（別記1第10条関係）

住 所 変 更 届

令和 年 月 日

高知県知事 様

氏 名

高知県縁の青年就業準備給付事業費補助金交付要綱別記1第10条第2項の規定に基づき、
下記のとおり住所変更届を提出します。

記

[変更前]

（住 所）〒

（電話番号）

[変更後]

（住 所）〒

（電話番号）

第9号様式（別記1第10条関係）

就 業 報 告 届

令和 年 月 日

高知県知事 様

氏 名

高知県緑の青年就業準備給付事業費補助金交付要綱別記1第10条第3項の規定に基づき、
下記のとおり就業報告届を提出します。

記

研修終了年月日	令和 年 月 日
就業日	令和 年 月 日
就業先情報	(名 称) (住 所) 〒 (電話番号)
「緑の雇用」現場技能者育成事業の活用 ※木造建築関連分野に就業の場合は回答不要	☐ 有 ☐ 無 ☐ 未定

添付書類
☐雇用契約書等の写し

第 10 号様式（別記 1 第 11 条関係）

返還免除申請書

令和 年 月 日

高知県知事 様

氏 名（自署）

高知県緑の青年就業準備給付事業費補助金交付要綱別記 1 第 11 条第 1 項の規定に基づき、
下記のとおり返還免除申請書を提出します。

記

返還免除を申請する理由

添付書類

☐ 申請理由を証明する書類等